

## 第九一回

参第一〇号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（案）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

第一条中「教育職員」を「教職員」に改める。

第二条第三項中「教育職員」を「教職員」に、「及び寮母」を「、寮母、学校栄養職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。）、事務職員並びに学校における看護の業務に従事する看護婦及び准看護婦」に改める。

第三条第一項中「教育職員」を「教職員」に改める。

第十五条第一項中「教育職員」を「教職員」に改め、同条の次に次の条を加える。

（共同調理場の学校栄養職員への準用）

第十五条の二 第三条から前条までの規定は、国立又は公立の学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、前条第一項中「当該義務教育諸学校等における教育」とあるのは、「当該学校給食法第五条の二に規定する施設の業務」と読み替えるものとする。

第十七条中「教育職員」を「教職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（他の法律の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第六号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

4 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条一項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

附則第十六項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

7 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

8 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

9 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

10 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「女子の教育職員」を「女子の教職員」に改める。

11 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「女子の教育職員」を「女子の教職員」に改める。

12 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

## 理 由

義務教育諸学校等における業務の一層の円滑な運営に資すため、義務教育諸学校等の事務職員等について育児休業制度を適用することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。